

経営会議の内容

件 名	D V 被害者への定額給付金等相当額支給事業について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成 2 1 年 7 月 1 6 日 (木) 9 : 0 0 ~ 9 : 3 0 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、生活援護課長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長
提 出 理 由	D V 被害者等の生活の安定や子育てを支援する、標記事業の実施を決定したいため
会議経過	【主な意見等】 ・ 定額給付金の際には、D V 被害者からの問い合わせ電話はあったが、加害者への差し止めを求める電話はなかった。この制度では二重払いの心配はないのか。 (所管部) 加害者 (世帯主) への定額給付金支給と、D V 被害者への相当額支給による二重払いは、やむを得ない。福祉施策として D V 被害者へ相当額を支給する。他市との二重払いについて悪意をもって成す者については、確認行為を十分に行い防いでいく。 ・ 本市に住民登録があり市外に在住する者については、実数は把握できないのか。 (所管部) 当初については把握できるが、市外で転居した場合に把握できない。住民登録の無い市内在住者については、生活保護を受給している限りにおいて把握できる。 ・ D V 被害を受けていることの証明については、どの様になっているのか。 (所管部) 平成 2 1 年度版子育て応援手当との整合を図ったものであり、配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書、婦人相談所の発行する証明書、保護命令決定書の謄本若しくは正本、のいずれかで確認する。 ・ 事業の実施にあたっては、要綱を制定して行うのか。 (所管部) そのように考えている。定額給付金についても同様であった。 ・ 他市によっては D V 被害者の捉え方が異なるものがあるが、これはどういう訳か。 (所管部) 現に居住している者をもって市民とする考え方と思われ、生活保護の考え方によるものであろう。この制度は各市の単独事業のため、その辺りは自由に設定できる。
会議結果	案のとおり進めていく。